



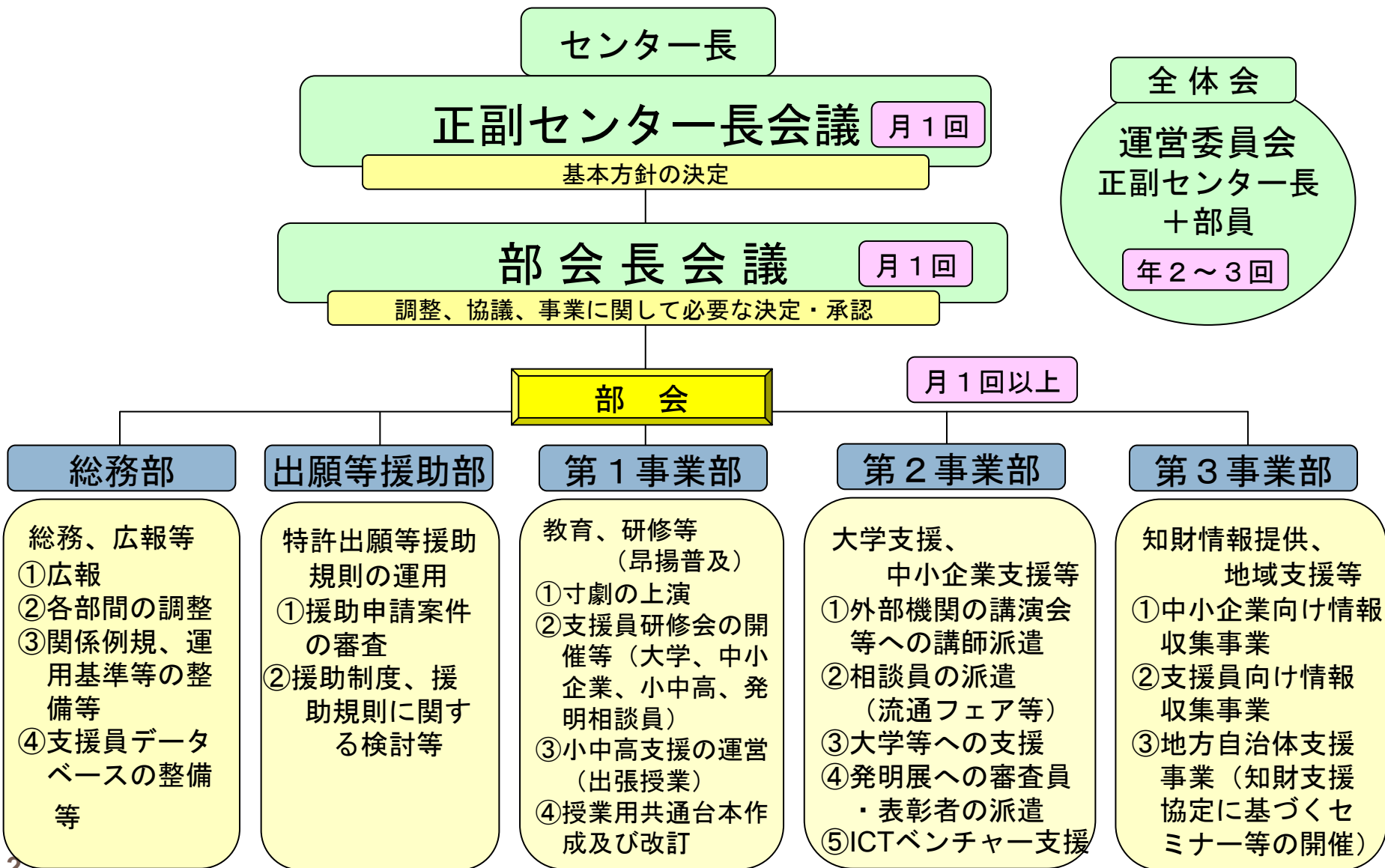
日本弁理士会

生まれる**発明**
育てる**弁理士**

地方自治体における産業財産権取得のための 助成制度についての調査報告

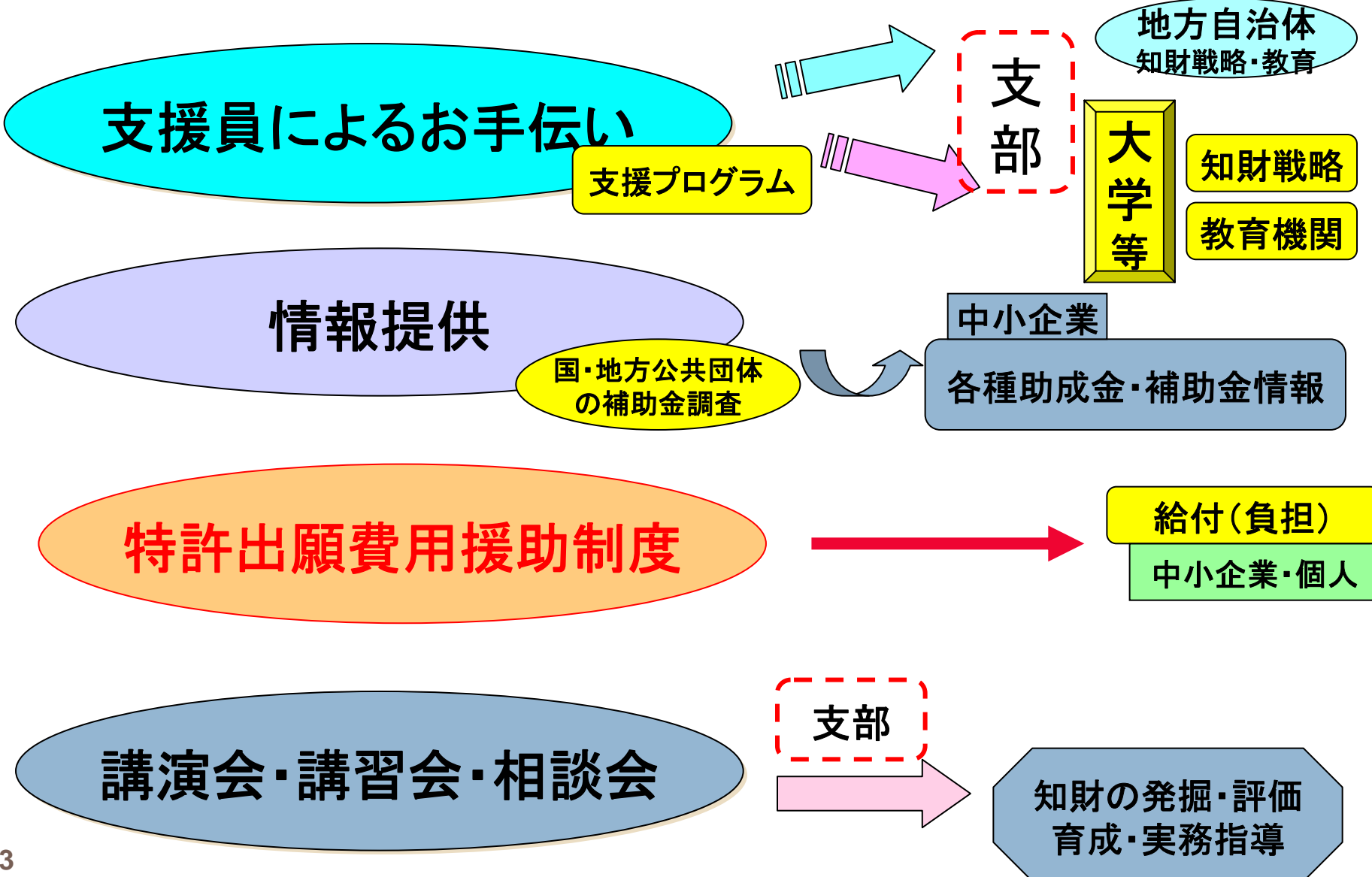
知的財産支援センター
第三事業部 鶴目 朋之

知的財産支援センターの構成（平成23年度）



部会は支援事業の企画立案・運営実行（尚、小中高支援は支部と他の事業部を巻き込んで行います）

支援事業の例 知的財産支援センター



地方自治体との知財支援協定の締結実績

H23(2011)/6/25現在

締結先：17道県、3市

《石川県》
締結日：H21(2009)/4/1
※最初の締結はH18(2006)/7/7

《鳥取県》
締結日：H21(2009)/7/16
※最初の締結はH18(2006)/5/11
※H23(2011)/3/31をもって満了

《島根県、島根大学及び松江工業高等専門学校》
締結日：H17(2005)/5/18
※最初の締結はH13(2001)/2/7
※H20(2008)/3/31をもって満了

《福岡県》
締結日：H21(2009)/4/1
※最初の締結はH18(2006)/5/19

《大分県》
締結日：H21(2009)/7/29
※最初の締結はH18(2006)/6/12

《熊本県》
締結日：H23(2011)/7/4
(※予定)

《愛媛県》
締結日：H22(2010)/4/15
※最初の締結はH19(2007)/10/4

《高知県》
締結日：H21(2009)/5/7
※最初の締結はH15(2003)/5/19

《秋田県》
締結日：H22(2010)/9/8
※最初の締結はH20(2008)/3/3

《山形県》
締結日：H21(2009)/9/2
※最初の締結はH18(2006)/10/23

《長野県》
締結日：H22(2010)/4/1
※最初の締結はH19(2007)/11/21

《富士宮市及び富士宮商工会議所》
締結日：H22(2010)/4/1
※最初の締結はH19(2007)/6/1

《北海道》
締結日：H20(2008)/5/15
※最初の締結はH17(2005)/6/6
※H23(2011)/3/31をもって満了

《青森県》
締結日：H21(2009)/4/16

《岩手県》
締結日：H20(2008)/6/5
※最初の締結はH17(2005)/6/1

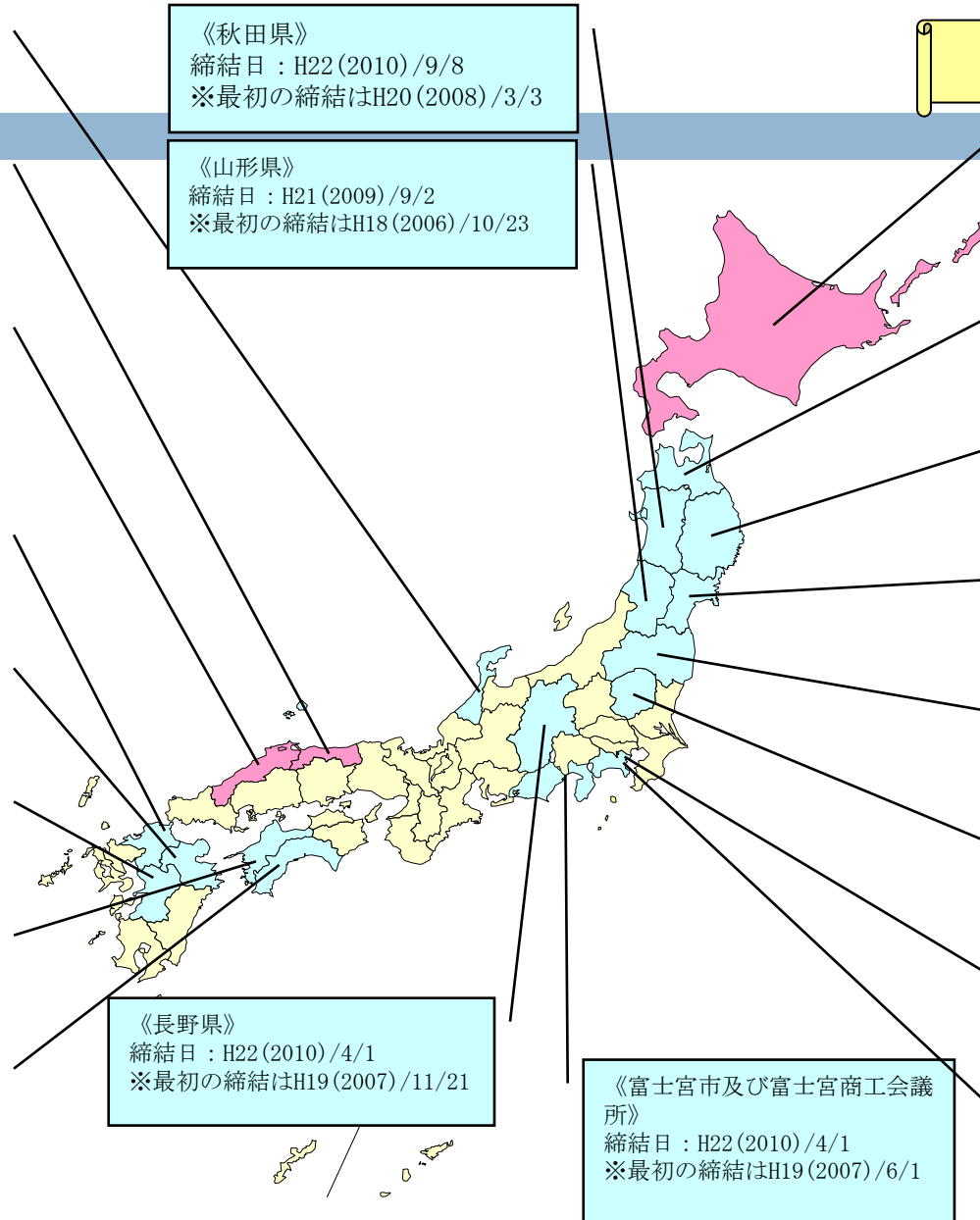
《宮城県》
締結日：H23(2011)/4/1
※最初の締結はH18(2006)/6/26

《福島県》
締結日：H20(2008)/4/1
※最初の締結はH17(2005)/7/6

《栃木県》
締結日：H22(2010)/4/1
※最初の締結はH17(2005)/6/27

《川崎市》
締結日：H22(2010)/4/1
※最初の締結はH19(2007)/3/26

《横浜市》
締結日：H21(2009)/10/29



本調査の目的

5

- ❑ 地方自治体による中小企業向けの特許出願費用等の支援制度
- ❑ ユーザーたる中小企業に十分認知されていない現状
- ❑ より利用しやすい形での情報発信が必要
- ❑ 地方自治体、中小企業、弁理士の相互の情報共有を図る

調査対象

6

- 都道府県・政令指定都市 66
- 市区町村 76
- 合計 142自治体
- 76の市区町村は、平成21年度の調査で助成制度を有していることが判明している自治体

調査項目

7

- 助成事業内容
 - 助成対象者、助成内容、助成期間、助成金額、産業財産権の帰属など
- 応募手続・申請
 - 募集期間、審査方法、申請書類など
- 新設した質問事項
 - 過去の採択実績
 - 助成制度を有していない場合はその理由

調査結果

8

- 回答:141自治体
回収率(141/142) 99.2%
 - 結果(助成制度あり):
 - 都道府県: 30
 - 政令指定都市: 10
 - 市区町村: 74
- 合計 114自治体

事業内訳1/2

10

□ 開発補助型

→ 技術開発、製品開発、ブランド育成等の支援を目的とし、その補助対象項目として出願経費等を助成

例：地域イノベーション創出型研究開発支援事業
(宮城県)

ものづくり事業化応援補助金(鳥取県)

奈良ブランド製品開発等支援補助事業

事業内訳2/2

11

□ 知財特化型

→ 産業財産権の取得・利用等を目的

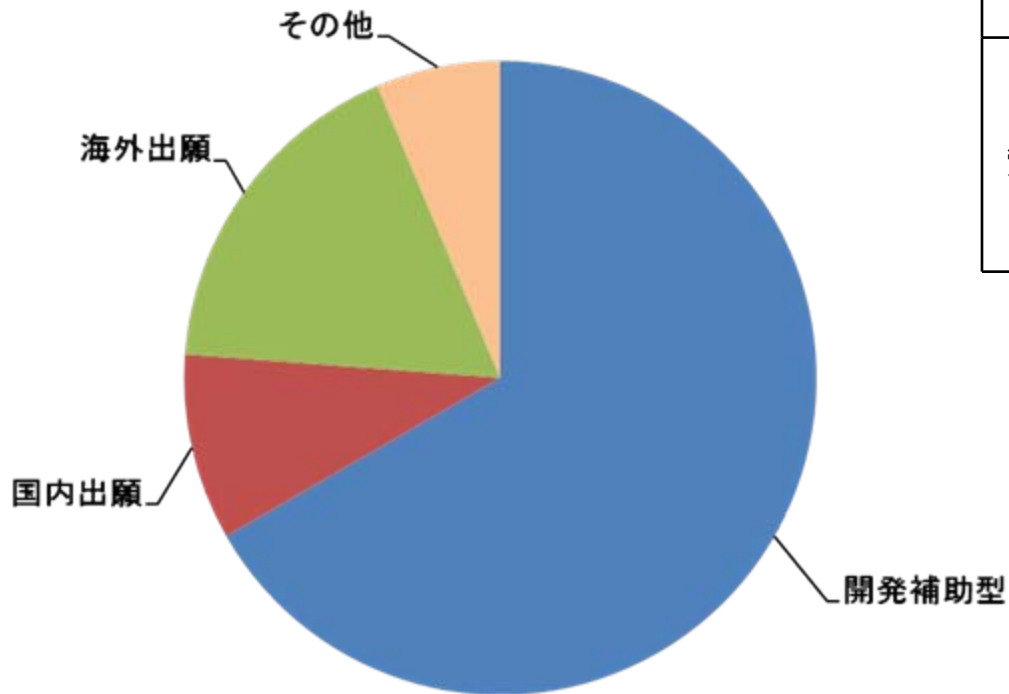
例：外国特許出願事業費補助金(新潟県)

地域団体ブランド発信応援事業(富山県)

外国侵害調査費用助成事業(東京都)

都道府県・政令指定都市

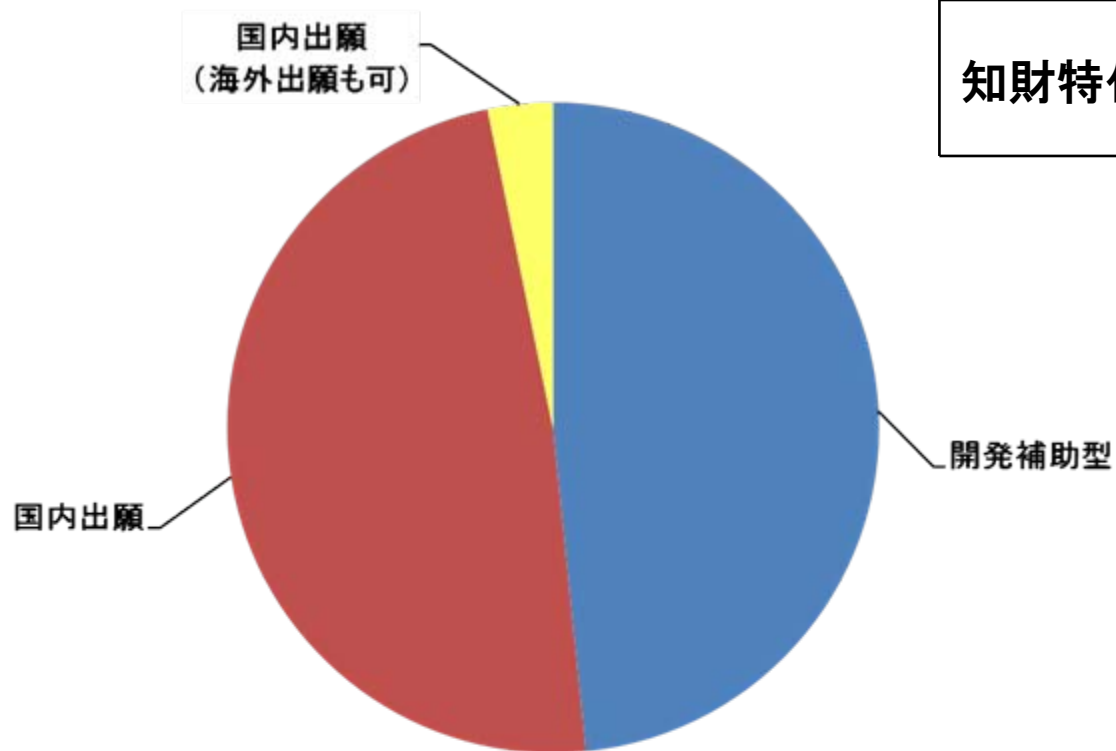
12



開発補助型		42
知財特化型	国内	6
	海外	11
	その他	4

市区町村

13



開発補助型		45
知財特化型	国内	45
	国内(海外可)	3

日本弁理士会について

会員専用 日本弁理士会 電子フォーラム

知的財産のご相談

特許や意匠、商標などをご相談のある方はこちら

日本弁理士会の活動

知的財産の啓発など日本弁理士会の対外活動

会員専用 弁理士義務研修(eラーニング)

日本弁理士会は、
知的創造をサポートします。

弁理士への依頼をご希望の方

弁理士ナビ [クイック検索](#)

身近な弁理士を検索できます。

無料相談のご案内

無料特許相談を開催しております。

弁理士の費用

弁理士の費用をご確認できます。

知的財産のご相談

特許を含めた知的財産の説明と、弁理士の紹介をしています。
弁理士への依頼をお考えの方もこちらから。

- 弁理士とは
- 弁理士の役割
- 弁理士に依頼するには
- 知的財産について学ぶ
- 知的財産を守るには
- 著作権リンク

日本弁理士会の活動

知的財産の支援・普及を始めとした弁理士会の活動内容の報告です。
知的財産についての研究成果も掲載しています。

- 意見・声明
- 研究・レポート
- 社会貢献活動
- 広報活動
- 附属機関
- セミナー・支援等のご案内
- 弁理士の研修の取り組み
- 国際交流
- 出版物のご案内
- 特許制度改正に対する意見

各種助成制度

出願費用等をサポートする
各種助成制度について
紹介しています。▶

研究・レポート

日本弁理士会の知的財産
についての研究成果を
ご覧になれます。▶

セミナー・支援等のご案内

全国各地で知的財産制度の
周知と啓発を行っています。▶

全国の支部

支部のホームページはこちら。▶

弁理士試験合格者の方へのお知らせ

実務修習

What's New

一覧

RSS

- 2011/02/25 [\[入札公募\] 弁理士業務標準\(第4版\)印刷業者\(締切: 3月4日\) \[PDF\]](#)
- 2011/02/24 [弁理士登録者のお知らせ\(2月23日登録分、PDF形式\)](#)
- 2011/02/23 [欧州広域\(EPO、OHIM、ECJ、CFI他\)を更新しました](#)
- 2011/02/17 [弁理士登録者のお知らせ\(2月16日登録分、PDF形式\)](#)

→ 日本弁理士会について

→ 会員専用 日本弁理士会 電子フォーラム

→ 知的財産のご相談

特許や意匠、商標などでご相談のある方はこちら

→ 日本弁理士会の活動

知的財産の啓発など日本弁理士会の対外活動

→ 会員専用 弁理士義務研修(eラーニング)

ホーム > 日本弁理士会について > 組織 > 附属機関 > 知的財産支援センター > 地方自治体における中小企業への補助・助成金制度の調査 > 助成制度調査結果

助成制度調査結果

→ 調査結果一覧

調査の概要

(1) 本調査の対象

本調査は、47の都道府県、19の政令指定都市及び平成21年度の当会調査等によって助成制度を有していることが判明した76の市区町を対象としています。

(2) 本調査の方法

調査の対象となる自治体あてに調査の趣旨等を記載した依頼文及び調査票（名義：日本弁理士会知的財産支援センター）をファクシミリ・電子メール送付し、その後返信された調査票をもとに先方担当者に対しヒアリング調査を行いました。

(3) 調査結果の見方及び留意点

調査のとりまとめは、統一の調査項目のもとにファクト・シート形式で行いました。シートにおける、それぞれの項目の見方は、以下のとおりです。

1. 事業内容

担当課等	問合せ窓口の担当課と連絡先です。
助成事業名	助成事業の正式名称です。

2. 助成事業の内容

日本弁理士会について

→ 日本弁理士会とは

→ 組織

→ 組織図

→ 役員

→ 附属機関

→ 委員会

→ 外部意見聴取会

→ 全国支部

→ 情報開示

弁理士ナビ

弁理士をお探しの方はこちらで。▶

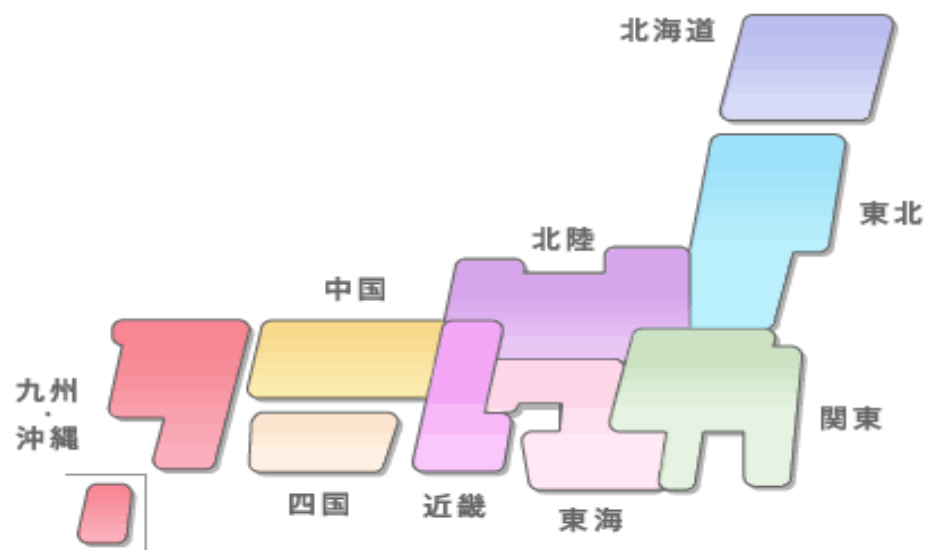
求人情報

弁理士・弁理士志望者の求人情報はこちら。▶

調査結果一覧

地域エリアについて

本調査結果は、地域エリアごとに一覧表を掲載しておりますので、調べたい地域を地図から選んでください。



地域エリアごとに表示

- ・北海道
- ・東北
- ・関東
- ・東海
- ・北陸
- ・近畿
- ・中国
- ・四国
- ・九州

○北海道エリア

自治体名	事業名
北海道	北海道中小企業応援ファンド北海道中小企業応援ファンド(H23)
北海道札幌市	ものづくり産業活性化支援事業(H23)
北海道旭川市	新製品等開発促進支援補助金(H23)
	ものづくりもう一押し支援補助金(H23)

○東北エリア

自治体名	事業名
青森県青森市	青森市がんばる企業応援助成金
岩手県	中小企業等知的財産保護対策事業
宮城県仙台市	ものづくり中小企業製品開発緊急支援補助金



○東海エリア

自治体名	事業名
長野県	A: 技術シーズ育成事業(特別枠) B: 地域産業活性化基金事業(中小企業枠、地域中核企業育成枠)
長野県長野市	長野市新産業創出ワークショップ支援事業補助金 (新技術・新製品開発に関わるワークショップ)
長野県須坂市	研究開発等特許化支援事業)
長野県伊那市	新技術新製品開発研究事業、産学官共同技術開発事業(H23)
長野県松本市	製造業等活性化支援事業助成金(H23)
長野県中野市	中野市中小企業特許等取得支援事業補助金交付事業(H23)
長野県岡谷市	新技術・新製品等ものづくりチャレンジ企業応援事業補助金(H23)
長野県下諏訪町	知的所有権出願料補助金(H23)
静岡県富士宮市	知的財産権取得事業費補助金(H23)
静岡県富士市	産業財産権取得事業補助金(PAT.支援事業)(H23)
愛知県	あいち産業振興機構中小企業外国出願支援事業(H23)
愛知県一宮市	特許・実用新案出願支援補助金(H23)
愛知県豊橋市	中小事業者の知的財産権取得に対する補助制度(H23)
愛知県名古屋市長	外国出願(特許・意匠)支援事業
愛知県岡崎市	中小企業知的財産権取得費補助金(H23)
愛知県春日井市	知的財産権取得事業(H23)
愛知県豊川市	新技術導入研修費等補助金(知的財産権取得事業)
愛知県扶桑町	中小商工業者等活性化支援補助金
静岡県	静岡トライアングルリサーチクラスターコンソーシアム事業化推進助成事業(H23) 静岡新産業集積クラスター研究開発助成事業(H23)
静岡県静岡市長	静岡市産業財産権出願等補助金(H23)
三重県	伝統産業・地場産業活性化支援事業費補助金(H23) 三重県同発出願支援事業に関する補助金(H23)



静岡県富士宮市（例）

静岡県富士宮市

1. 事業内容

担当課等	商工観光課 TEL：0544-22-1295 FAX：0544-22-1385
助成事業名	知的財産権取得事業費補助金

2. 助成事業の内容

助成対象者	・中小企業法第2条第1項に規定する中小企業社 ・中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体 ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
助成内容	・特許権、実用新案権、意匠権、商標権 ・知的財産権の国内における取得に係る事業とし、同一会計年度において1対象者あたり対象事業毎1回とする
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・出願に係る経費の1/2以内とし、下記金額を限度とする。 ○特許 20万円 ○実用新案 10万円 ○意匠 10万円 ○商標 10万円 ※ただし、各補助対象事業の補助合計額は30万円を超えないものとする
産業財産権の種類	・申請事業者

3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・2010年4月1日～2011年3月末日（特許については審査請求した年度を補助対象とします。）
審査（選考）方法	・提出された補助申請については、3カ月に1度審査委員会を開催し、補助対象者を決定します。
申請に係る必要書類等	・補助金交付申請書 ・出願内容（技術内容等）がわかる書類またはその写し ・先行技術・商標など先行調査をした結果またはその写し ・事業計画書（販路・提携先・設備投資等またブランド戦略などの知財活用方法を記載） ・申請者の事業概要（会社パンフレット等）、沿革がわかる書類をまたはその写し ・収支予算書 ・市税完納証明書 ・出願・登録（実案）・審査請求（特許）を実施したことが証明できる書類またはその写し （出願に係る弁理士手数料の領収書等及び出願に係る特許印紙等の領収書等）
支払い方法等	・口座振込

4. 実績・資料等

採択件数、金額	・2009年：7件、40万円 ・2010年：5件、51万円
応募件数	・2009年：7件 ・2010年：5件
事業予算規模	・中小企業新技術新製品出展事業費補助金とあわせて160万円
パンフ等の有無	・チラシ有

5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・実績報告書 ・事業報告書（出願内容（技術内容等）がわかる書類またはその写し） ・収支決算書 ・出願・登録（実案）・審査請求（特許）を実施したことが証明できる書類またはその写し（出願に係る弁理士手数料の領収書等及び出願に係る特許印紙等の領収書等）
----------	--

6. 平成23年度の計画・予定等

計画・予定等	・変更なし
--------	-------

- ・ 趣 旨：社会的に有用な発明をしながら、資力に乏しいため出願できない発明者に対し、当会が費用を負担し、弁理士をつけて特許出願できるようにする制度。
- ・ 制度内容：
 - (1) 融資制度
 - (2) 給付制度（おおむね30万円程度）
※「給付制度」のみの運用
- ・ 対象者：個人、中小企業
※非課税或いは設立から所定期間内
- ・ 実績：

H19（2007）年度	（申請 35件、援助 5件）
H20（2008）年度	（申請 18件、援助 2件）
H21（2009）年度	（申請 28件、援助 3件）
H22（2010）年度	（申請 26件、援助10件）

パンフレット「あなたのアイデア発明を Back UP」(参考)

ご 注 意

1. この特許出願特許権制度の適用を受けたことは特許庁の審判官の審判も与えません。
2. この特許出願特許権制度を履行したからといって費用または私的な儲け制度による恩恵を受けやすくなるものではありません。
3. 他の奨励制度により特許出願等についての優遇を受けている場合は、本出願特許権制度の対象とはなりません。

本制度による特許等の権利は発明者が属する日本発明士会会費により買収されるもので、予定の範囲内で履行されます。このため、日本発明士会で社会的有用性が高いと判断したものが承認されていく予定です。なお、発明の時点から発明者は同一発明年度内で最大2件までしか権利を受けられませんが、ご了承ください。また、日本発明士会の参加員に対しては、承認を申し立てることができませんので、この点についてもご了承ください。

本リーフレットの内容は、日本発明士会の審判により予告なしに変更される場合があります。

発明士と日本発明士会

発明士は、産学官連携に資する事業を策定して推進することができると認められた発明者です。発明がいかに行われても、発明の質が高いと、発明を特許に申請することができません。発明の質を向上させるためには、高度な技術的、科学的、実証的知識が必要となります。発明士は発明を適切な形で特許化できるよう、アドバイスをやり、書類を作成して特許庁に提出し、特許を受けるまでのサポートを行います。さらに特許化後も権利を守るには特許権管理などにおいて、専門的知識に基づいて指導を行います。

日本発明士会に全ての発明士が加入しをければならない個人で、会費の納付と能力の向上を図り、会費を返却し、発明制度の活用について調査研究するとともに特許庁と連携、提携をとり発明が産学官の適切な活用につながるよう発明士の支援を行います。

発明士でない者が発明士のみに入会した場合は行くと、発明士会により拒否されます。

なお、この制度を発明者や発明士以外の個人に適用する場合は別途審査を受けることがありますので、ご注意ください。

交通のご案内



〒160-0001 東京都新宿区西新宿2-4-2
TEL:03-3519-2708 / FAX:03-3519-2706
http://www.jpea.or.jp

お問い合わせ

日本発明士会知的財産支援センター事務局

〒100-0018 東京都千代田区千代田3-4-2
TEL:03-3519-2708 / FAX:03-3519-2706
<http://www.jpea.or.jp>

あなたのアイデア 発明 BackUP

日本発明士会の奨励制度を活用しましょう



JPEA
日本発明士会

ご存じですか？「特許出願等援助制度」

日本弁理士会が優れた発明を応援いたします。



特許出願等援助制度には2つの制度があります。

手続費用融資制度

実施予定の優れた発明があるにもかかわらず、経済的な事情によって弁理士に出願手続を依頼できないときに、弁理士の手によって特許出願できるように支援するもので、必要とされる費用の全部又は一部を日本弁理士会が無担保無利子で立て替える制度です。

手続費用給付制度

せっかく有用な発明をしても、発明者の経済的な事情によって特許出願手続ができず、世間世の中に活用されずに埋もれてしまうことを防ぐために支援するもので、必要とされる費用の全部又は一部を日本弁理士会が無担保無利子で立て替える制度です。

制度の内容

◆支援対象発明

社会的に有用であり、かつ技術的な効果が期待される発明であって、原則として出願前のもを対象とします。

◆支援対象者

手続費用融資制度

1. 対象となる発明を自ら実施しようとしている人、あるいは他人に実施させようとしている人
 2. 大学等の教育機関の教育者又は研究者
 3. 中小企業、ベンチャー企業など
- 上記のうち特許出願時の手続費用を支払うことが困難な方を対象とします。

手続費用給付制度

有用な発明をした人で収入が所定の基準に達していない方を対象とします。

◆支援対象費用

発明について特許出願をするときに必要となる弁理士の報酬及び鑑定と特許庁の手続料の合計を超えない金額を決定し、融資または給付します。

◆支援の内容

手続費用融資制度

日本弁理士会で定める金額を無担保無利子で貸与します。

手続費用給付制度

所定した金額を給付します。返済する必要はありません。

◆支援の条件

日本弁理士会で申請書について審査をして支援の可否を決定します。但し、必要により面談を行うことがあります。

利用の手続

- 申請** 決められた形式に基づいた申請書を日本弁理士会会長室に提出していただきます。申請書には所定の費用を添付します。
- 審査** 審査は原則として前月中に受け付けた申請書について行います。
- 弁理士の選定** これらの結果、支援対象となり、出願の代理をする弁理士が決められます。
- 契約** 支援を受ける方と委任弁理士と日本弁理士会の三者で契約を交わします。
- 契約報酬の実施** 支度費用は対象とする手続が終了して手続料等の報告があった時点で代理をした弁理士に支払います。
- 融資の返済** 融資を受けた場合は6年以内に分割または一括して返済していただきます。
- 秘密厳守** 支援対象発明の内容及び支援を受ける方の個人情報等は厳密にいたします。

発明の説明ポイント





日本并理士会